

令和2年度南丹市タバコ対策（案）

《受動喫煙防止対策》

1. 啓発事業

- ・健康教室等で啓発
- ・母子健康手帳交付時の啓発
- ・乳幼児健診、パパママ教室にて啓発



2. 敷地内禁煙（建物内）実施ステッカー交付事業の啓発

- ・健康増進法一部改正についてホームページに掲載
（令和2年4月から事業所、公民館等多数の者が利用する施設は原則屋内禁煙となる）
- ・全ての区に、公民館等に掲示する建物内禁煙ステッカーを配布
- ・現在の実施施設（*施設名別紙参照）

敷地内禁煙実施施設 37カ所

建物内禁煙実施施設 92カ所 合計 129カ所（*公共施設除く）

R2年度新規申請 敷地内0件 建物内2件

- ・実施施設一覧を市ホームページに掲載（掲載希望施設のみ）

《禁煙支援》

1. 啓発事業

- ・なんたんテレビ文字放送 禁煙の日（22日スワンスワンの日）にちなんで、
毎月15日～22日に文字放送で啓発
- ・世界禁煙デー（5/31）禁煙週間（5/31～6/6） なんたんテレビ文字放送で啓発

2. 個別支援

- ・禁煙相談会 保健師と薬剤師による個別相談（2回実施 ①7/28 ②8/31）
- ・喫煙中の妊婦に対する禁煙指導 リーフレットの配布と本人への指導を実施。
- ・乳幼児健診にて喫煙中の母に対する指導 リーフレットの配布と本人への指導を実施。

《防煙対策》

1. 市内学校の防煙教育

- ・南丹保健所とともに依頼があれば参加する。現在のところ依頼なし。
*7月9日に園部中学校より依頼があったが、映像での対応となった。（保健所が映像制作）